

# 兵庫自治学会グループ研究応援事業実施要綱

## 1 目的

兵庫自治学会（以下「学会」という。）の会員が自主的に行う県政や地域の行政課題に関する研究活動を支援することにより、会員等の交流や自律的な活動を促進し、会員の政策形成能力の向上と県及び県内市町の政策形成活動の助長を図る。

## 2 支援対象とする研究活動

支援対象とする研究活動（以下「研究活動」という。）とは、グループで、県政や地域の行政課題について、具体的なテーマを設置し、月 1 回程度の研究会や視察、調査等を継続的に行う活動とする。

## 3 支援対象者

支援対象者は、5 名以上で構成し、そのうち会員が過半数を占めるグループとする。

## 4 研究活動の期間

研究活動の期間は、概ね 1 年とし、2 年を超えない範囲とする。

ただし、期間内で成果をあげることが困難と予測できるものは、事務局を担当する代表運営委員（以下、「代表運営委員」という。）の承認を得て、延長することができるものとする。

## 5 支援の内容

支援の内容は、助成金の支給及び学識者派遣のコーディネートとする。

### (1) 助成金の支給

ア 1 グループにつき 10 万円の範囲内で助成する。

イ 支援の対象となる経費は、原則として、講師謝金、調査旅費、図書購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び会場借上費とする。

### (2) 学識者派遣のコーディネート

助成金の支援とあわせて、学識者の指導又は講演等を受けることを希望するグループに対して、学会評議員を中心とした学識者の紹介や交渉等の事務について支援する。

## 6 支援の申請

支援を受けようとするグループの代表者は、「グループ研究応援事業認定申請書」（様式

1）に次に掲げる書類を添えて代表運営委員に申請するものとする。

### (1) 研究活動経費執行見込書（様式 1-2）

### (2) 研究内容説明書（様式 1-3）

(3) 学識者等の研究指導依頼書（様式 1-4）※申請後に必要が生じた場合は、指導を希望する 1 ヶ月前までに提出するものとする。

## 7 支援対象の認定

支援の申請があったときは、代表運営委員は、支援認定の可否を運営委員会の審査に付し、その結果を、グループの代表者に通知するものとする。

ただし、運営委員会の審査に付すため日時を要する場合は、代表運営委員が支援認定の可否を審査し、その結果を、速やかにグループの代表者に通知するとともに、運営委員会で報告するものとする。

## 8 研究活動結果の報告

グループの代表者は、研究期間終了後、原則として1ヶ月以内に、グループ研究応援事業研究報告書(様式2)(以下「研究報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて代表運営委員に報告するものとする。

- (1) 研究内容要旨(様式2-2)
- (2) 研究報告レポート(10,000字以上)  
(兵庫自治学会グループ研究応援事業として実施した旨を記載すること。)
- (3) 研究活動状況報告書(様式2-3)
- (4) 研究活動経費使途明細書(様式2-4)  
(原則として領収書原本を添付すること。)

## 9 研究活動の期間の延長

支援の申請後、4のただし書きに規定する研究活動の期間の延長の承認を得る必要が生じたグループの代表者は、研究活動が終了する予定の年月とその理由を記載した申出書(様式不問)を代表運営委員に提出するものとする。

## 10 助成金の支払い

代表運営委員は、研究報告書を審査の上、助成額を決定し、交付するものとする。  
ただし、希望がある場合には、概算払いができるものとする。

## 11 助成金の返還

代表運営委員は、支援を受けたグループが次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成金の使途がこの要綱に反しているとき。
- (2) 助成金の交付後、活動を中止したとき。
- (3) 研究内容が極度に劣ると判断される時。

## 12 研究成果の活用

- (1) 研究を終了したグループは、原則としてその研究成果を学会の研究発表大会で発表するものとする。
- (2) 代表運営委員は、その研究成果を県及び県内各市町等の行政関係機関に送付し、施策に反映するよう依頼するものとする。
- (3) 学会に提出された研究成果は、学会事務局に帰属するものとする。

## 13 倫理規定

研究活動においては、研究・調査等の対象となる個人の尊厳及び人権の尊重を損なうことのないよう配慮するものとする。

また、個人情報(氏名、住所、思想、健康状態、学歴、職業、所得など個人に関する情報で、本人を特定できるすべての情報をいう。また、それだけでは本人を特定できない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより特定することができる情報も含む。)を対象とする場合は、個人情報保護法及び関連指針に準拠するものとし、研究報告レポートの記載にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう配慮するものとする。

## 14 補則

- (1) グループの代表者は、特別の事情により、この要綱によりがたい必要が生じた場合は、代表運営委員と協議するものとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、グループ研究応援事業の実施に関して必要な事項は、代表運営委員が別に定める。

この要綱は、平成 15 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日）

（施行期日）

この要綱は平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 1 日）

（施行期日）

この要綱は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。